



最近全国各地で異常気象により大変な事態が起こっています。この先この地域でも、いつどんな事態が起こるかもわかりません。各家庭で出来る限りの対策を考えておくことがいざという時に家族の身を守る事になります。

ご存知でしょうか？

ご自宅をリフォームする際、バリアフリー化または省エネ化する事によって、所得控除を受けられる場合があります。(最大12万5000円)

※所得控除とは・・・所得税が安くなる制度

この制度を、特定増改築等住宅借入金特別控除といいます。

バリアフリー改修工事の場合の適用要件

- ・50歳以上の方、もしくは法律の上で要介護、要支援または障がい者の認定を受けている方が居住者であること
- ・バリアフリー改修工事を含む増改築であること
(通路、出入口の幅の拡張・階段の勾配の緩和・手摺の設置 など)

省エネ改修工事の場合の適用要件

- ・居室のすべての窓の改修工事、またはその工事と併せて行う床、天井もしくは壁の断熱工事を行うことで省エネ性能を基準以上とすること
- ・改修後の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること

その他、

バリアフリーもしくは省エネ分の費用額が30万円を超える工事であること、この特別控除を受ける年分の合計所得金額が3000万円以下であること、増改築をした後の住宅の床面積が50平方メートル以上であることなどの条件を満たした場合、この制度が適用されます。

ご自宅のリフォームをお考えの方は是非ご検討下さい

孫に贈る教育資金は非課税

「教育資金の一括贈与非課税措置」

2013年4月から始まった非課税制度で孫に贈与した場合1人あたりにつき**1500万円**まで税金がかからない制度です。

金融機関で非課税制度専用の口座を孫の名義で開く
その上で贈与する資金を入金する

※専用口座を持てるのは孫1人につき1つの金融機関に限られる。

↓ 引き出す時

使い道が教育費であることを証明する領収書などを金融機関に提出する
(費目としては、入学金、授業料、修学旅行費、給食費、保育料など)

贈与を受ける孫が、30歳になるまで非課税制度の対象になります。例えば、大学卒業後に大学院に通っている場合も含まれます。

専用口座の契約は孫が30歳になると終了します。その時点での口座の残金は贈与税の対象になります。また、贈与を取り消す事は出来ません。

介護保険適用工事

今回ご紹介させていただく工事は「介護保険サービス」の項目のひとつ、「住宅改修費の支給」により市から費用(過去におこなった住宅改修と累計して20万円を上限)の9割分が支給されました。
※住宅改修費の支給にあたっては、市の事前承認が必要になります。



施工前



施工後

掃出し窓からの出入の為に木製の台を置いていたのですが、見るからに安定性が悪く、降りようとした際に転倒する事が何度かあったそうです。そこで今回の改修工事で台の両端に手摺を設け、台本体の安定性も向上させました。なお、お施主様からの要望で、踏板を脱着できる様に工夫しました。

当社推奨工法 耐震壁体内通気循環工法(MOKUZO+)

夏涼しく・冬暖かい

一般在来工法と比べて実際の測定温度が、夏・冬ともそれぞれ 3~5℃前後の過ごしやすいデータが出ています。また湿度も下がるため特に夏の体感温度はそれ以上に感じられます。

当社がおすすめする地震にも強く住む人の健康にも対応出来る 大変優れた省エネ・エコ住宅です。外張断熱工法とはまったく違った工法です。

落とし蓋工法

壁体内通気循環システム

- * 耐震性
- * 耐久性
- * 快適性
- * 健康性



* 詳しい資料をご希望の方はご連絡下さい。
* 詳しくは当社のホームページからご覧いただけます。

浜松住宅(株)

浜松住宅は、新築・増改築・ちょっとしたリフォームから不動産のご相談まで、みなさまのお手伝いをさせていただきます。何でも気軽にご相談ください。

浜松住宅株式会社

浜松市北区初生町883-5 電話053-436-2031

営業担当 河野 拓造 080-6968-1815